

## 川崎市自主管理優先物質の選定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、環境リスク評価を活用し、市が事業者による自主的な管理の優先度が高い化学物質の選定等を行うことにより、事業者による化学物質の適正管理を促進し、もって、効果的な環境リスクの低減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主管理優先物質 有害性の程度や市内の大気環境の状況等を鑑み、事業者による自主的な管理の優先度が高い化学物質をいい、次の2つに分類する。
  - イ 排出抑制物質 事業者による自主的な管理の優先度が特に高く、大気への排出の抑制が望ましい化学物質
  - ロ 排出管理物質 事業者による自主的な管理の優先度が高く、大気への排出が増加しないことが望ましい化学物質
- (2) 環境リスク 化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。

### (環境リスク評価の方法)

第3条 環境リスク評価の方法は、川崎市環境リスク評価ガイドライン（令和4年11月22日川崎市）で定める方法とする。

### (自主管理優先物質の選定等)

第4条 市長は、川崎市環境リスク評価ガイドライン（令和4年11月22日川崎市）に基づいた環境リスク評価を実施し、当該評価の結果から、排出抑制物質又は排出管理物質を選定する。

- 2 前項の選定に係る基準（以下「選定基準」という。）は、別表のとおりとする。
- 3 第一項の選定に当たり、市長は、選定基準に基づき、環境リスク評価を実施した化学物質の有害性の程度や市内における大気環境の状況等に鑑み、化学物質対策に係る専門的見地からの意見を踏まえ、総合的に判断する。
- 4 市長は、排出抑制物質又は排出管理物質について、定期的な見直しを行う。

### (事業者への周知等)

第5条 市長は、事業者による化学物質の適正管理を促進するため、以下の項目を実施する。

- (1) 化学物質を取り扱う事業者への排出抑制物質及び排出管理物質に係る情報等の周知
- (2) 排出抑制物質又は排出管理物質を取り扱う事業者への当該物質の管理状況等のヒアリング
- (3) 排出抑制物質及び排出管理物質の環境モニタリング及び排出量の確認

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表 選定基準

名称		選定基準
自主管理 優先物質	排出抑制物質	環境リスク評価の結果、評価区分がレベル1であることが、一定程度継続していること。
	排出管理物質	環境リスク評価の結果、評価区分がレベル2であることが、一定程度継続していること。

備考 「評価区分」、「レベル1」、「レベル2」とは、それぞれ川崎市環境リスク評価ガイドライン（令和4年11月22日川崎市）の表7及び表8で定める評価区分、レベル1、レベル2をいう。